

個人住民税の優遇措置について

学校法人別府大学は、これまで文部科学省から特定公益増進法人の証明を受けており、本法人に対する寄付金は、所得税の優遇措置を受けています。

これに加え、下記に列挙する自治体では、平成24年1月1日以後の寄付金について、個人住民税(県民税、市民税)の寄付金税額控除が受けられることとなりました。

■学校法人別府大学を「寄付金税額控除対象法人」として、条例で指定している自治体

条例指定にあたり、自治体内に学校法人別府大学の代表所在地又は設置する学校を有することが主な要件です。

<都道府県>

大分県

<市区町村>

大分市、別府市、宇佐市、日田市、由布市

■住民税の寄付金税額控除額

寄付した年の翌年1月1日の住所が、上記の都道府県、市区町村の個人が対象となります。

所得税については確定申告により還付され、住民税については翌年度の住民税から控除されます。

住民税の控除額 = (寄付金額(注1) - 2,000円) × 控除率(注2)

(注1) 所得金額の合計額の30%が限度です。

(注2) 都道府県は4%、市区町村は6%、両方の場合は10%です。

<計算例>

大分市在住の方が、学校法人別府大学に平成24年に10万円の寄付をした場合

①所得税の寄付金税額控除額(注3)

(100,000円(注4) - 2,000円) × 40% = 39,200円 → 還付

②住民税の寄付金税額控除額

県民税 (100,000円－2,000円)×4%=3,920円→H25年度の県民税から控除
市民税 (100,000円－2,000円)×6%=5,880円→H25年度の市民税から控除

(注3) 確定申告の際に、税額控除又は所得控除のいずれか有利な方を選択
することができ、税額控除を選択した場合に40%となります。

(注4) 所得金額の合計額の40%が限度です。

所得税と住民税を合計すると、10万円の寄付に対し、4万9,000円の税額控除
が受けられます。

■ 寄付金控除の手続き

住民税の寄付金税額控除は、所得税の確定申告を行うことにより、特別な申
告をしなくても適用を受けることができます。

<参考>

確定申告を行う場合に必要な書類は、次のとおりです。

- 寄付金受領証
- 特定公益増進法人証明書(写)
- 税額控除証明書(写)

ただし、所得税の確定申告を行わない方は、住民税の申告を行わなければ、
寄付金税額控除を受けられません。

所得税の確定申告書の記載に際しては、第Ⅱ表の「住民税に関する事項」に、
「条例指定分」という区分があり、「都道府県」欄、「市区町村」欄に、学校
法人に対する寄付金額を記載してください。

■ その他

上記の自治体から要請があった場合は、本法人から寄付者名簿を提出するこ
ととなっていますので、ご了承ください。

寄付者名簿には、寄付者氏名、住所、寄付金額、寄付金受領日を記載します。

■ お問い合わせ先

学校法人別府大学法人事務局財務部

TEL : 0977-67-0101(受付時間 土日祝日を除く9:00~17:00)

e-mail : bekeiri@po.d-b.ne.jp